

発熱外来および診療・検査医療機関等
管理者 各位

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

新型コロナウイルス感染症経口治療薬（ニルマトレルビル／リトナビル）
の薬事承認にかかる処方体制の整備について（依頼）

時下、皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力をいただき、また、札幌市の保健医療行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の経口治療薬（以下「経口薬」という。）の処方につきましては、令和 3 年 12 月 24 日に「モルヌピラビル（商品名：ラゲブリオ）」が薬事承認されたことを受け、診療・検査医療機関等において新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施した患者に対する処方体制の整備を依頼したところです。

この度、令和 4 年 2 月 10 日付けで特例承認されておりましたファイザー社の「ニルマトレルビル／リトナビル（商品名：パキロビッド®パック）」（以下「パキロビッド」という。）について、院内処方が可能な病院及び有床診療所（以下「対象医療機関」という。）において処方が可能となった旨、厚生労働省より通知がございました。

つきましては、対象医療機関におかれましては、下記のとおり登録の手続きをお願いするとともに、本市において処方可能医療機関を把握する必要があることから、3月8日（火）までに別紙調査票の御提出を併せてお願いいたします。

また、パキロビッドの配分については、対象医療機関において投与予定の患者がいる場合にパキロビッド登録センターへ発注することとされておりますが、対象医療機関の希望や機能に応じて、北海道を通じて国に在庫配置を要請することとしましたので、在庫配置を希望する医療機関につきましても、別紙調査票にその旨を御回答いただき、期日までに御提出いただけますようお願いいたします。

記

1 パキロビッドの概要及び処方にかかる必要手続き方法について

(1) パキロビッドの概要

別添「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッドパック）の医療機関及び薬局への配分について（令和 4 年 2 月 28 日最終改正）」
※現時点において、新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関（重点医療機関）以外の対象医療機関については、院内処方でのみ本剤の処方が可能です

(2) 手続き方法

事前に「パキロビッド登録センター」への登録が必要となるため、下記の登録センター専用ダイヤルに御連絡をお願いいたします。

【パキロビッド登録センター】

TEL：0120-661-060（月～土 9：00～17：30、祝日は除く）

※登録センターへの電話連絡後、登録完了まで数日から一週間程度要する場合がございます。

3 本市への調査票の提出及び在庫配置の希望調査について

本市においてパキロビッドの処方が可能な医療機関を把握する必要があることから、パキロビッド登録センターに御登録された（または登録予定である）対象医療機関におかれましては、別紙「パキロビッド登録調査票」を下記提出先まで御提出をお願いいたします。

また、下記(3)における要件を満たすような対象医療機関のうち、本剤の在庫配置を希望する対象医療機関については、本市において希望の取りまとめを行った上、北海道を通じて国に在庫配置を要請いたしますので、在庫配置を希望する場合は、別紙調査票にその旨御回答いただき、期日までに御提出をお願いいたします。

(1) 提出先

札幌市保健所医療提供体制構築課

E-mail：kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

FAX：011-622-5168

※電子メールによる回答に御協力ください。

また、メールの件名は「パキロビッド登録調査票提出」としてください。

(2) 提出期限

令和4年3月8日（火）

※取りまとめの都合上、一旦の回答期限を上記日程としておりますが、回答期限以降も随時調査票の提出を受け付けます。

(3) 在庫配置の要件

対象医療機関のうち、発熱患者等への外来診療等を実施しており、新型コロナウイルス感染症の迅速検査（※）を実施することによって即時に陽性確定診断を行い、患者へ院内処方によりその場で本剤を処方することが可能である医療機関

（※）抗原定性・定量検査やLAMP法・NEAR法などによる核酸遺伝子検査等で即時診断できる検査を想定。

4 留意事項

(1) 本調査において在庫配置を希望された場合においても、本剤の供給状況等から在庫配置が認められない場合がございますので、あらかじめ御了承ください（対象医療機関の拡大や十分な供給が見込める状況となった際には、本調査への回答の有無によらず、原則すべての医療機関で在庫配置が可能となる見込みです）。

(2) パキロビッド登録センターに登録された場合や在庫配置がなされた場合については、北海道が作成するリストへ掲載され、管内の診療・検査医療機関等に当該リストが共有されますので、御了承ください。

(3) 入院外で経口薬の処方を行い、処方後に電話で健康観察を実施した上で本市に報告を行った場合は、健康観察費の支払対象となります。健康観察費の支払の詳細については、本市ホームページをご確認ください。

【COVID-19 在宅医療のページ（札幌市内医療従事者向け）】

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/zaitaku_iryuu.html

※ホームページ内の「電話診療・往診を行う際の登録・手続きについて」を御参照ください。（ファイル閲覧用パスワード：sap_zaitaku）

【担当】

札幌市保健福祉局保健所医療提供体制構築課

E-mail:kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

TEL：011-676-4145 FAX：011-622-5168